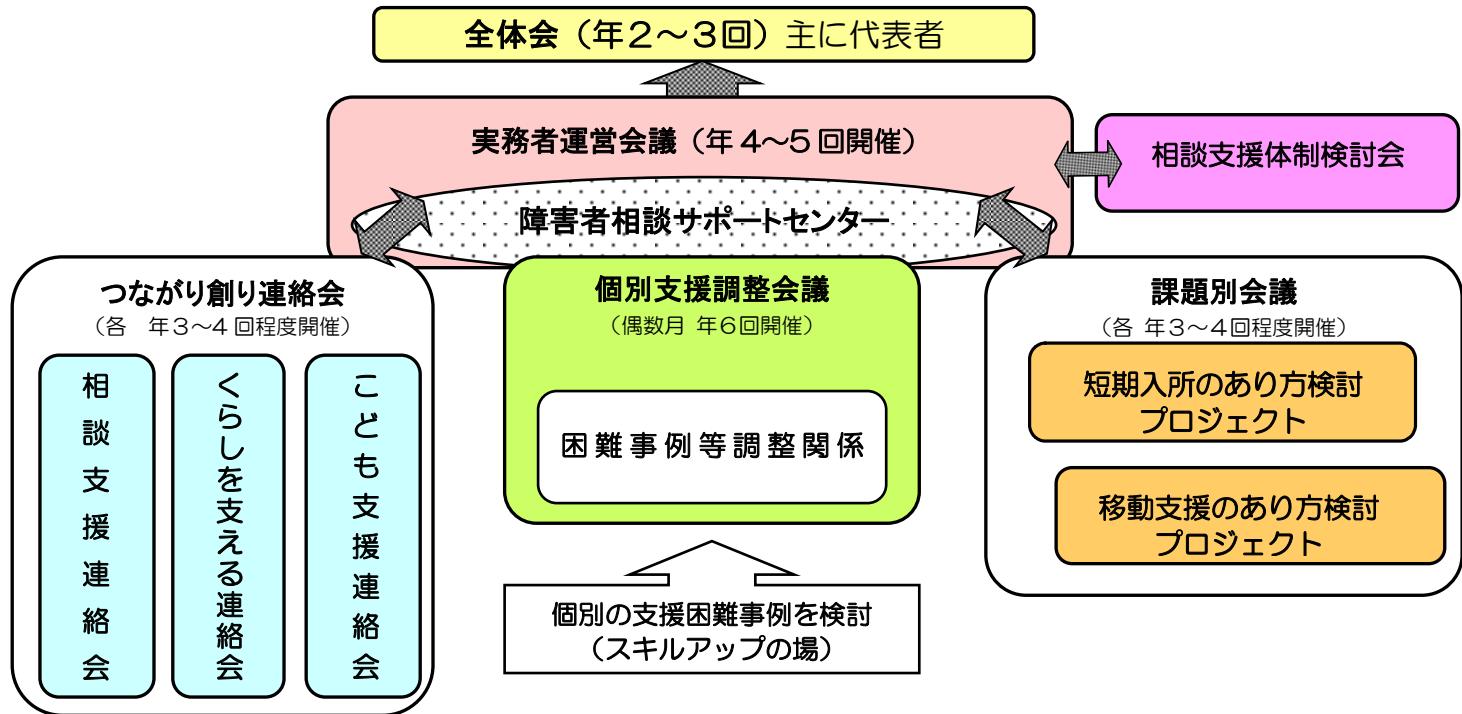


【令和2年度の協議会の組織図】



<全体会>個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。

<実務者運営会議>協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。

<障害者相談サポートセンター（5委託相談事業所）>

市の担当者と共に各部会・各会議の運営に直接関わり促進させる役割を負う。

相談支援体制検討会は、相談支援体制についての課題の整理等を行い、相談支援体制全般の安定的運営をめざすための意見交換を行う。

<つながり創り連絡会>障害当事者や家族、サービス提供事業所、相談支援事業所、就労支援機関との定期的な会議や活動企画の開催等により、地域連携をより充実させ、ライフステージ毎に切れ目のない支援を確立することを目的とする。

暮らしを支える連絡会は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図る。

相談支援連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図る。

こども支援連絡会は、障害のある児童の支援に係る基本情報（サポートブック）の活用方法やその効果の検証を行うとともに、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、サポートブックの活用の推進や関係機関の役割の調整により、地域の家庭と教育と福祉の連携や支援力の向上を図る。

<個別支援調整会議>

個別事例を扱うことのできる場として構成する。単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指す。

困難事例等調整関係は、個別の支援困難事例（虐待事例を含む）への対応を共有することで、そのノウハウを積み上げることにより、支援者のスキルアップを図る。指定特定相談支援事業所が支援困難事例を相談できる場とする。

<課題別会議>つながり創りや個別支援調整会議の中で検討・解決を迫られている課題について、実務者運営会議がその解決の目的を明示して会議を設定する。

短期入所のあり方検討プロジェクトは、保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりやより適切な短期入所のあり方を検討する。

移動支援のあり方検討プロジェクトは、圏域内の移動支援に関する基本的な考え方のすり合わせやより適切な移動支援のあり方を検討する。